

# 11月定例県議会 日本共産党県議団の討論をご紹介します -2023年12月21日-

日本共産党県議団が昨年11月定例県議会で行った「議員提出議案」及び「決算認定」に対する討論をご紹介します。

尾村利成県議が議員提出議案第10号案「知事の専決処分事項の議決の一部改正」について反対討論に立ち、大国陽介県議が「2022年度決算認定(一般会計及び特別会計、病院事業会計、水道事業会計)」を認定とした委員長報告に対し、反対討論を行いました。

なお、「議員提出議案」及び「決算認定」のいずれについても、日本共産党県議団だけが反対しました。

## 議員提出第10号議案「知事の専決処分事項の議決の一部改正」

本議案は、議会の議決を得た契約を変更する場合において、専決処分の変更上限額を現行の2500万円以下から1億円以下に拡大するものです。

すなわち、それは知事の専決処分事項の適用範囲を拡大する一方で、議会の議決権を後退させるものです。

地方自治法第96条は、議会の権限の第一に議決権を定め15項目をかかげています。その内容は、条例の制定と改廃、予算の議決、決算認定、地方税の賦課徴収、各種の使用料・手数料のほか、政令で定める金額以上の契約の締結や財産の取得・処分、自治体が当事者となる訴えなどの提起や和解、斡旋や調停、法律上の義務に属する損害賠償額など、幅広い事項に及んでいます。

一方、議会の議決が得られないからといって、住民の暮らしや権利に関わる行政の執行が滞ることは避けなければなりません。

そこから、本来、議会が議決すべき事項であっても、やむを得ない場合には、必要な事務が執行されることを保障する補完的な手段として、首長に専決処分という権限が付与されています。

近年の物価高騰に伴い、建設工事においても資材価格や労務単価が急激に上昇し、その結果、当初の契約金額で工事が完了しないケースが増えていることは事実です。

また、変更契約に議決を要することにより、議決を得るまで一定の時間を要することから、工事完成に伴う専任技術者の円滑な配置換えに支障が出ており、そのことへの対処も必要な課題です。

しかしながら、大きな問題点として、契約金額の増額については、すでに契約の相手方が決まっているため、競争原理が働きません。よって、その変更内容、金額が適正か否かのチェックが極めて重要となるのではないのでしょうか。

この点は、東京オリンピックや関西万博で指摘された数々の不透明な変更契約の問題を鑑みれば、その弊害は明らかであるはずです。

議会と首長の関係は「チェック・アンド・バランス」にあります。すなわち、相互牽制と均衡です。

議会は、議決機関の権限に立ち、首長を最高責任者とする執行機関の仕事を監視する機能を発揮しなければなりません。そして、執行機関は、議会の意思を尊重しつつ、執行権限を自らの責任と判断にもとづいて行使すべきです。ここに、二代表制である地方自治体としての責務、魂があるはずです。

よって、知事の専決処分を安易に拡大することについては、議会人として慎重であらねばなりません。議会の議決権をいざ知らず、縮小させる本議案には賛同できません。

## 2022年度決算認定(一般会計、特別会計)【討論の概要】

※病院事業会計、水道事業会計については紙面の都合上、省略。

日本共産党県議団は、県政の評価基準として2つの物差しを置くものであります。1つに、県政が、憲法が定める生存権や財産権、幸福追求権など基本的な人権を保障しているのか。2つに、県政が、地方自治法が規定する住民の福祉の増進という自治体本来の役割を發揮しているのか。ここに立脚するものです。

### 認定第6号議案「2022年度決算の認定(一般会計及び特別会計)」

県政上の課題及び県政のあるべき方向を申し上げます。

■県税や社会保険料を滞納した低所得者に対する無慈悲な差押えが行われています。22年度の個人住民税の差押え件数は1296件、国民健康保険料・税の差押えは599件に及んでいます。介護保険料未納者に対する年金の差し押さえが、91人に対し407回も実施されていたことが明らかになりました。低年金の方に対する差し押さえは、憲法25条で規定されている生存権を侵すものと言わざるを得ません。市町村に対し、是正を求めるとともに、生活に困窮する県民への生活支援にこそ力を注ぐべきです。

■実質賃金や年金が減少し、生存権が脅かされている下、民生費、衛生費など社会保障予算が脆弱であります。22年度、後期高齢者医療保険制度において、保険料未納による制裁措置として259件もの短期保険証が発行されています。国民健康保険では23年10月時点で加入世帯の約6.8%に当たる5378世帯が保険料・税を滞納しています。その制裁の措置として命綱である保険証の取り上げが334世帯にも達しています。介護保険では23年6月の保険料滞納者は2394人にも上り、未納による制裁措置として、22年度において56人が給付減額措置となり、3割の利用料負担が課されました。県政はこの実態、県民の苦境を直視すべきです。

■宍道断層近傍に建設が計画されている松江北道路事業は、県民

の理解と合意が得られておらず、中止すべきです。不要不急の事業が進められようとする一方で、土砂災害対策箇所の整備率は19.2%、落石等通行危険箇所の整備率は9.9%、県管理河川の整備率は32.12%でしかありません。災害に弱い県土という現実を直視し、防災・減災型公共事業こそ最優先すべきです。

■農業においては、農産物の際限ない輸入自由化路線の中止、食料自給率向上のための施策を国に強く求めるべきです。持続可能な農業経営の実現、生産コストをカバーする農産物の価格保証と農家の所得補償を抜本的に充実させることを強く求めます。

■企業誘致頼みから脱却し、地域に根を張って頑張る中小企業、地場産業育成にこそ商工予算の柱をシフトすべきです。物価高騰で苦境に立たされる業者への支援を拡大するとともに、内発型、循環型の地域振興策の推進を求めます。

■今、教育行政に求められていることは、少人数学級をさらに進めること、就学援助制度の拡充やさらなる教育費無償化など、子どもと保護者への支援を充実すること、すべての教室、体育館へのエアコン設置、老朽化するトイレの改修など、子どもたちが安心して学べるよう教育環境を改善することです。さらに、多忙を極める教職員の勤務環境を改善することも急務です。

■地域公共交通を守ることは、県行政の柱の一つです。今、運転手が確保できないことによるバス路線の廃止や減便が相次ぎ、タクシー運転手の不足とも相まって、県内各地の公共交通が危機に瀕しており、一層の支援強化が求められます。

■島根の空の安全を守るためにも、米軍機の無法な低空飛行訓練の中止を強く求めるとともに、美保基地や出雲駐屯地について軍事基地としての機能強化を行わないことを求めるべきです。

■県民の笑顔と幸せを奪い去るのが原発事故です。原発ゼロを決断し、使用済み核燃料や原子炉の処理が終われば、原子力防災訓練をする必要はなくなります。地震、豪雨など大規模災害も頻発しており、島根原発の廃止を決断すべきです。